

国水計調第2号
国水環保第2号
令和3年5月18日

各地方整備局 河川部長 殿
北海道開発局 建設部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
河川環境課 河川保全企画室長
(公印省略)

令和3年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和3年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和3年4月5日から新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づき、一部都道府県にまん延防止等重点措置が実施されるとともに、令和3年4月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出されたところである。新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）にかかる対応については令和2年4月8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところであるが、これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 感染症も踏まえた対応

(1) 協議会を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密

接な連携体制の構築を進めてきたところである。

近年、毎年のように日本各地で発生する激甚な水害を踏まえると、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築等、協議会の重要性はますます高まっている。一方で、感染症の状況を考慮し感染予防を徹底するため、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催とする等効果的な情報共有を図られたい。平時における協議会の WEB 会議での開催は、洪水時における関係機関への通知・情報提供、関係自治体へのホットライン、記者発表・記者会見などの場面での WEB 会議システムの活用にも繋がることから、積極的に取り組むこと。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

感染症の感染状況を勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、引き続き必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、引き続き高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

2. 協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記 7. (1) 協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す事項についても取り組まれたい。なお、すでに今期の協議会を開催済みの場合には、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね 5 年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和 3 年度をもって「地域の取組方針」の対象期

間が終了する協議会にあっては、令和 3 年度中に「地域の取組方針」を見直すとともに、「流域治水プロジェクト」にも反映すること。

・ 水害対応タイムラインの見直し

これまでに作成した水害対応タイムラインの関係機関との確認や、出水対応や訓練の際に明らかとなった課題の共有及びその課題に基づくタイムラインの見直しの場として協議会等を活用されたい。

なお、広域避難を計画している沿川市町村がある場合は、協議会等において、すでに水害対応タイムライン等を活用し、広域避難のきっかけとなる河川情報を提供するタイミング等について認識共有を図っている場合がある。広域避難の計画の検討において、水害対応タイムラインの見直し内容も含め、河川事務所等の知見を共有するなど、引き続き日頃からの備えを共有されたい。

3. その他

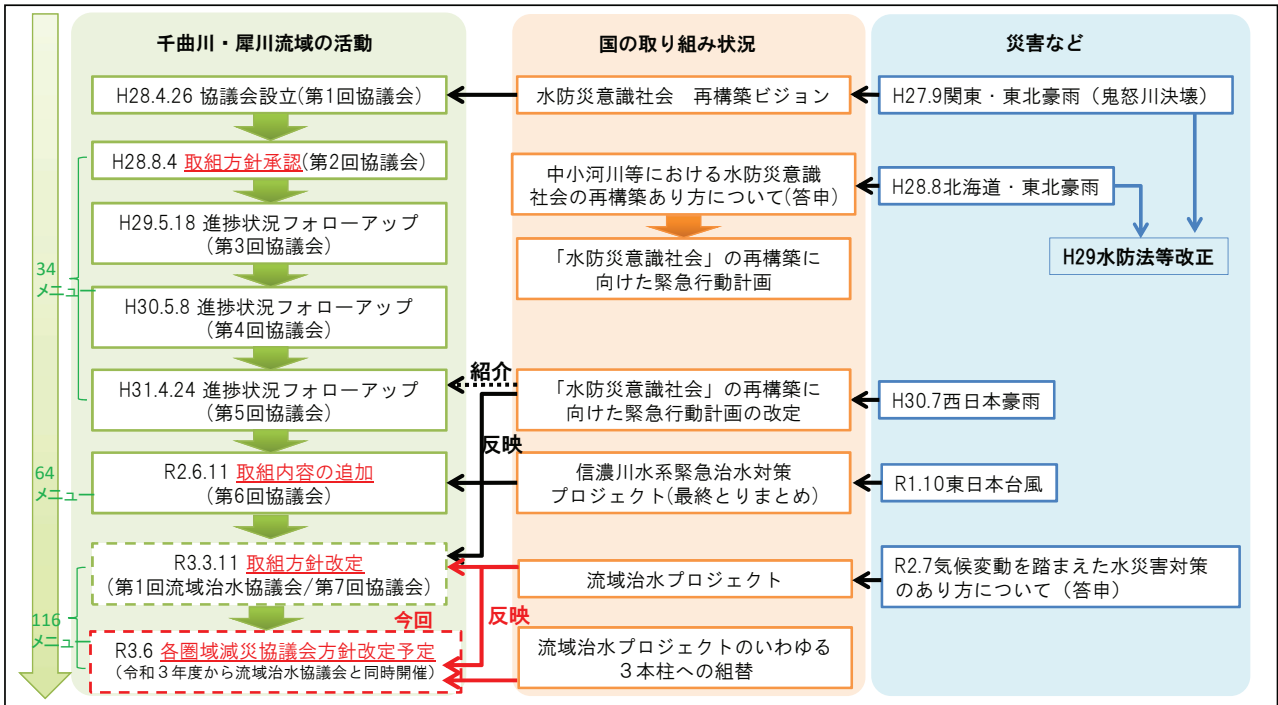
協議会の運営については、関連する協議会（流域治水協議会など）と構成員や協議事項の相違に留意したうえで、同日開催とするなど、効率的な実施を図られたい。

○流域治水協議会

緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像である「流域治水プロジェクト」を作成し、流域治水を計画的に推進するため、令和 2 年 6 月 10 日付け「流域治水プロジェクトの推進について」、令和 2 年 10 月 27 日付け「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」通知により設置。

千曲川・犀川流域の減災に係る取組方針の改定の経緯

- ▶ 水防災意識社会の再構築ビジョンを受け、平成28年4月に協議会を設立し、同年8月の第2回協議会において千曲川・犀川流域における取組方針について協議会の承認を得た。(34メニュー)
- ▶ 令和2年6月の第6回協議会では、令和元年東日本台風による水害を受けて策定された信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの対策メニューを取組内容に追加した。(64メニュー)
- ▶ 令和3年3月の幹事会では、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定を反映した取組方針を示した。(116メニュー)
- ▶ 令和3年5月の幹事会では流域治水プロジェクトの最終とりまとめイメージに沿って対策メニューの再分類(3本柱)を提案。

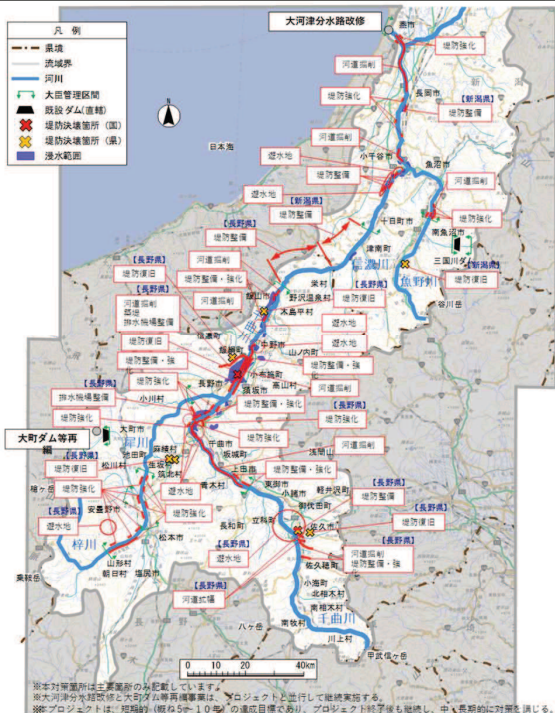


信濃川水系緊急治水対策プロジェクト

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

【令和2年度版】

○国・新潟県・長野県・信濃川流域の4市町村が連携し、令和2年1月に「緊急治水対策プロジェクト」を立ち上げ、『「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進』をスローガンに、水系全体で河川整備、流域対策・まちづくり、ソフト対策を一体的かつ緊急的に進める。



○令和元年東日本台風により、大きな被害が発生した信濃川水系において、国、県、市町村が連携し、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を進めています。

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、信濃川本川及び千曲川本川の堤防で被災した区間で越水防止を目指します。

- ①被害の軽減に向けた治水対策の推進【河川における対策】
- ②流域が連携した治水対策の推進【流域における対策】
- ③減災に向けた更なる取組の推進【ソフト施策】

○令和2年度は、決壊箇所の本格的な災害復旧や、全川での河道掘削等の改良復旧、ため池等既存施設の有効利用【流域対策】、マイ・タイムラインの普及【ソフト施策】を進めています。

■河川における対策

全体事業費	約1,768億円【国：約1,227億円、県：約541億円】
災害復旧	約586億円【国：約214億円、県：約372億円】
改良復旧	約1,183億円【国：約1,013億円、県：約169億円】

事業期間 令和元年度～令和9年度

目 標 【令和6年度まで】
令和元年東日本台風（台風第19号）洪水における、千曲川本川の大規模な浸水被害が発生した区間において越水等による家屋部の浸水を防止
・信濃川本川の越水等による家屋部の浸水を防止
【令和9年度まで】
令和元年東日本台風（台風第19号）洪水における、千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水を防止
河道掘削、遊水池、堤防整備・強化

対策内容
※河川の改良復旧事業等の影響事業等により事業費が追加されました。
※四捨五入の關係で合計値が合わない場合があります。

■流域における対策

- ・ため池等既存施設の補強や有効活用
- ・山はたむを活用した雨水貯留機能の確保
- ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
- ・排水機場等の整備、貯水化の取組
- ・防災拠点等

■ソフト施策

- ・「まちづくり」や住まいの誘導による水害に強い地域づくりの検討
- ・高床式住まいの推進
- ・マイ・タイムラインの普及
- ・公共交通機関との洪水情報の共有
- ・住民への情報伝達手段の強化



「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

集水域

雨水貯留機能の拡大
県・市・企業、住民
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留 **河川区域**
国・県・市・利水者
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

国・県・市
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
国・県・市
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
国・県
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫

県・市・企業、住民
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす
国・県・市
二線堤の整備、自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 **氾濫域**
国・県
水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
国・県・市
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
企業、住民
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
企業、住民
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
国・企業
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
国・県・市等
排水門等の整備、排水強化

【】: 想定される対策実施主体

3

信濃川水系流域治水プロジェクト（千曲川・信濃川）【参考資料 千曲川詳細図】

～ 「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進 ～

■ 令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した信濃川水系千曲川では、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに加え、以下の取り組みを実施。国管理河川においては、令和元年東日本台風洪水や昭和58年9月洪水といった戦後最大となった洪水が発生しても堤防の決壊・越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図る。

流域全体における対策

- 砂防堰堤等の整備 (信濃川流域)
- 森林整備・治山対策 (信濃川流域)

長野圏域

- 信濃川・田代川・山内川等の堤防整備、河堤整備等、浅川・相田川治水ポンプ場の新設、稲花川高堤ダム再生事業等

松本圏域

- 大町ダム等再編事業 (国・電力事業者)
- 大町山砂防堰堤 (国)
- 砂防関係施設の整備 (国)

上小圏域

- 失出川・女木川等の堤防整備、河堤整備等

北佐久圏域

- 清津川・田子川・片貝川等の堤防整備、河堤整備、千曲川地区治水の整備等

北佐久圏域

- 北沢川・金池川・桂井川・谷川等の堤防整備、河堤整備等

凡例

- 県境
- 流域界
- 河川
- 大臣管理区間
- 堤防決壊箇所 (令和元年東日本台風)
- 令和元年東日本台風洪水範囲
- 大町ダム等再編事業
- 事前放流の実施ダム

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河堤掘削、遊水地、堤防整備、堤防強化、大町ダム等再編、稲花川流域ダム再生事業、災害復旧等
- 排水機場等の整備、耐水化の取組
- ため池等既存施設の補強や有効活用
- 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進
- 学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
- 公共下水道の整備
- 支川水路の流下能力向上等による支川氾濫抑制、内水被害の軽減
- 既存ダム等30ダムにおける事前放流等の実施、体制構築等 (関係者: 国、長野県、東京電力(株)、土地改良区など)
- 砂防関係施設の整備
- 森林整備・治山対策等

■ 被害対象を減少させるための対策

- 「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討
- 多段階な浸水リスク情報の充実等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 緊急復旧などを迅速に行う防災拠点等の整備
- 河川、砂防、農業用ため池等の各種ハザードマップの作成・普及
- マイ・タイムライン等の作成・普及
- 公共交通機関との洪水情報の共有
- 小中学校における防災教育の推進
- 住民への情報伝達手段の強化
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた支援
- 企業等への浸水リスク情報の共有
- 水害リスク空白地の解消等

ダム

- 大町山砂防堰堤 (国)
- 稲花川流域ダム再生事業 (国・県・電力事業者)
- 大町山砂防堰堤 (国)
- 砂防関係施設の整備 (国)

流域タイムライン運用会議 (国・県・市町村)

長沼地区河川防災ステーション (国・長野市)

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

第3条 協議会の構成

協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

第4条 流域治水協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

第5条 協議会の情報公開

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

第6条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2. 協議会の議事については、上記第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の議事概要と合わせ作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

第7条 事務局

協議会の事務局は、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、令和3年3月11日より実施する。

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会に係る取組

【資料-3】各機関の取組状況を踏まえた見直しについて

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	目標達成時期				北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野地方気象台	長野県 (河川課、砂防課)	上田市	東御市	長和町	青木村	中部森林管理局 東信森林管理署	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	長野県 (生活排水課、農地整備課、森林づくり推進課、都市・まちづくり課、建設住宅課)	
				計画年度 策定まで	計画年度 実施まで	中期	長期											
河川水位の低下及び洪水直下断面を向上させるための取組	被災施設等の迅速な復旧	堤防、護岸、排水機場等の被災施設の復旧	国、県					・河川等災害復旧事業 補修等区画：21箇所 補修代行区画：10箇所		・河川等災害復旧事業 特定区画所収 農工事：約750箇所 地所工事：約100箇所 ・河川等災害復旧事業 2箇所 ・河川等災害復旧事業 7箇所								
	河川水位の低下及び洪水直下断面を向上させるための取組	遊水池等の洪水調節施設の整備	遊水池の整備	国、県					千曲川直轄管理区間の遊水池整備	・河川水位を低下させるため、河道掘削、樹木伐採を実施	・河川水位を低下させるため、河道掘削、樹木伐採を実施							
		洪水が円滑に流れやすい河道整備の推進	河道掘削・樹木伐採	国、県					河川水位を低下させるため、河道掘削、樹木伐採を実施	・河川水位を低下させるため、河道掘削、樹木伐採を実施								
			築堤	国、県					洪水直下断面を向上させるため、堤防整備を実施	・災害復旧事業による堤防欠損箇所の復旧								
	河床侵食対策(護岸等)	河床侵食対策(護岸等)	国、県					河床侵食に対する安全性を確保するために護岸等の整備を実施	・河床侵食に対する安全性を確保するために護岸等の整備を実施									
		堤防の強化(浸透対策等)	国、県					堤防を強化する取組として、浸透対策等を実施	・堤防を強化する取組として、浸透対策等を実施									
	既存施設を活用した洪水被害軽減対策	既存の排水機場、ダム、遊水池、堰などの河川管理施設について、更なる洪水被害軽減の可能性について検討を行うとともに、必要な対策を実施	国、県					既設ダムの有効活用について検討し、必要な対策を実施	・既設ダムの有効活用について検討し、必要な対策を実施									
		河川管理施設の適切な維持管理	国、県					河川管理施設の適切な維持管理を実施	・河川管理施設の適切な維持管理を実施									
	河床・管理施設等の適切な維持管理	河床内の堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理	国、県					河川を適切に管理する取組として、河床内堆積土砂の撤去、樹木・ヨシ等の植生管理を実施	・河川水位を低下させるため、河道掘削、樹木伐採を実施									
		多種な主体による雨水排水施設の整備や河川改修等の対策の実施に関する取組	近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を実施。	市町村						・ハードマップの浸水区域に整備を予定する公共施設の浸水被害の軽減。(R2~)								
防災施設の整備等	洪水や土砂の影響への対策	多数の家屋や重要な施設の上砂・流木の流出による被害を防止するための土砂災害防止施設等の整備を実施。	国、県(砂)						多数の家屋や重要な施設の上砂・流木の流出による被害を防止するための土砂災害防止施設等の整備を実施。									
	土砂・洪水氾濫への対策	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において人命への著しい被害を防止する砂防堤等の整備を実施。	国、県(砂)						土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所において人命への著しい被害を防止する砂防堤等の整備を実施。									
	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。利水ダムによる事前放流。	県						・福花・長瀬花ダムのダム再生事業を推進 ・黒雲ダムの長寿命化対策を順次実施									
	重要インフラの機能確保	土砂災害によりインフララインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において、インフララインへの著しい被害を防止する砂防堤等の整備等の対策を実施。	県(砂)						多数の家屋や重要な施設の上砂・流木の流出による被害を防止するための土砂災害防止施設等の整備を実施。									
	備前・備後等の施設の確実な運用体制の確保	国と都道府県が参加する技術研究会において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。	県						・情報提供・技術的助言に基づき無動力化を検討									
	市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。	国						・市町村委託、委託を併用して操作実施										
支流の流出抑制の取組	ため池等の低水位管理の有効利用	ため池の低水位管理の運用	県、市町村						・市内に4か所あるため池の管理者に、灌漑用には貯水機能を付与するために、低水位管理を推進する。(R2~)※ ・老朽ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。	・市町村と連携したため池の活用 ・ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。 ・老朽ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。	・市町村と連携したため池の活用 ・ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。							
支流の流出抑制の取組	雨水貯留施設、水田を活用した雨水貯留、透水性舗装の整備等	公園、校庭等の雨水貯留施設の整備	県、市町村					・県有施設における雨水貯留施設の整備 ・雨水貯留施設の設置を検討。(継続中)	・雨水貯留施設を推進するため、公共用地を活用した雨水貯留施設の設置を検討。(継続中) ・地下水排水対策として、順次複数箇所の設置を推進し、浸透を促進する。(R2~)※ ・市内に4か所あるため池の管理者に、灌漑用には貯水機能を付与するために、低水位管理を推進する。(R2~)※ ・老朽ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。	・雨水貯留施設を推進するため、公共用地を活用した雨水貯留施設の設置を検討。(継続中) ・地下水排水対策として、順次複数箇所の設置を推進し、浸透を促進する。(R2~)※ ・市内に4か所あるため池の管理者に、灌漑用には貯水機能を付与するために、低水位管理を推進する。(R2~)※ ・老朽ため池の耐震化補強工事、農地保全対策として、ため池等の浸透を推進。								
		透水性舗装、側溝、ますの設置	県、市町村					・路面水の適正な排除	・路面水から宅地等に転用される個別の土地の流出抑制対策として、雨水浸透槽や浸透側溝等の整備を推進。(継続中)	・路面水から宅地等に転用される個別の土地の流出抑制対策として、雨水浸透槽や浸透側溝等の整備を推進。(継続中)								
	支流域の森林整備	支流域の森林整備	県、市町村					関係等の森林整備事業の推進により、水涵養機能の維持・増進を図る。(継続中)	関係等の森林整備事業の推進により、水涵養機能の維持・増進を図る。(継続中)	関係等の森林整備事業の推進により、水涵養機能の維持・増進を図る。(継続中)								
		水田の活用による雨水貯留	県、市町村															
	各戸貯留施設の費用補助	各戸貯留施設の費用補助	県、市町村						・住宅用雨水貯留施設に対する補助金交付(現行制度有。継続中)	平成14年度から実施中	該当施設なし。	該当施設なし。						
		雨水浸透施設の整備に関する補助制度	県、市町村						制度の前倒しがないため、制度の周知徹底を図っていることと検討している。									
	公共下水道の整備	公共下水道(雨水)の整備	県、市町村						・浸透計画(関係課)と整合性を図りながら実施について検討を行っている。	10年度までに主要な雨水整備が完了。現時点で浸水被害発生箇所なし。								
	森林整備	森林計画で定めた森林の保全や整備の目標に沿った計画的な森林整備を実施	国、市町村						関係等の森林整備事業の推進により、水涵養機能の維持・増進を図る。(継続中)	関係等の森林整備事業の推進により、水涵養機能の維持・増進を図る。(継続中)								
治山対策	山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の身元方立ち。緊急かつ計画的な事業を必要とする浸水地域等を対象として治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に実施	国																
支川、水路における氾濫抑制対策	築堤	築堤	県、市町村						・既存制度等を活用した取り組み市町村の拡充									
	河道掘削	河道掘削	県、市町村						・専用河川や普通河川の河川区域及びその周辺の河川林の維持・管理、浸透等、適切な管理による洪水被害の防止・軽減を図る。(継続中) ・重要なポイントを活用した河川状況の把握により、被害部の抑制など未然の洪水被害の防止・軽減を図る。(R2~)	・専用河川や普通河川の河川区域及びその周辺の河川林の維持・管理、浸透等、適切な管理による洪水被害の防止・軽減を図る。(継続中) ・重要なポイントを活用した河川状況の把握により、被害部の抑制など未然の洪水被害の防止・軽減を図る。(R2~)								
		河床内の堆積土砂を除去し、河床を維持	国						・河床内の堆積土砂を除去し、河床を維持									

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会に係る取組

【資料-3】各機関の取組状況を踏まえた見直しについて

実施主体	自標達成時期	流域治水		北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野地方気象台	長野県 (河川課、砂防課)	上田市	東御市	長和町	青木村	中部森林管理局 東信森林管理署	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	長野県 (生活排水課、農地整備課、森林づくり推進課、都市・まちづくり課、建設住宅課)	
		計画年度 実施まで	計画年度 実施まで											中期
支川氾濫抑制、 内水被害を軽減 する取組	排水機等の整備、増設	排水機等の整備、増設	国、県、 市町村	排水ポンプ車等の災害対策事業を 引き継ぎ整備、更新(令和2年度は 排水ポンプ車1台が整備、1台更新)										
		排水ポンプ車等の整備	国、県、 市町村											
	排水機における見込 み運転	県、 市町村												
	排水機等の耐水化の推進	国、県、 市町村												
	下水道の機能高度化	光ファイバー活用による浸水被害軽減	県、市町 村											
氾濫水の排除、 浸水被害軽減に 関する取組	排水設備の耐水性の強化	浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機 場について、排水機能停止リスク低減策を実施。	国、下 水道											
	減災・防災に関 する取組	代行制度による都道府 県に対する技術支援	国											
被害対象を 減少させる ための対策	円滑かつ迅速な 避難に関する取組	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた 場合の緊急な避難先を確保する必要がある地域において退 避場所の整備。	国、県、 市町村											
		避難路、避難場所の安全 対策の強化	土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所 のうち緊急性の高い箇所において、円滑な避難を確保する砂 防堤等の整備等の対策を実施。	県(砂)										
	住まい方の工夫 に関する取組	「まちづくり」による水害に 強い地域への誘導	市町村、 国、県											
	不動産関係団体への水 害リスク情報と通知協力 の推進	不動産関係者への水害リスク情報の提供	国、県、 市町村											
	浸水被害軽減地区の 指定	水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよ う、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実 施。	国、県											
減災・防災に関 する取組	適切な土地利用の促進	複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指 定については、協議会等の場を活用して協定の予定や指定に あつた課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。	市町村											
		浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対 し、水害リスク情報を提供。	国、県、 市町村											
	大規模災害時に おける迅速な復 旧支援の取組	緊急復旧などを迅速に行 う防災拠点	防災拠点等の整備	国、県、 市町村										
		災害時応急復旧資機材 の整備	マンホールトイレ、可搬式非常用発電施設、仮設配管等の整 備	県、市町 村										
	防災教育や防災 知識の普及に 関する取組	円滑かつ迅速な 避難に関する取組	応急的な避難場所の確保	国、 市町村										
防災教育や防災 知識の普及に 関する取組		水害の記憶の伝承	パネル展、イベント、水害リスク情報の周知やSNS等を活用し た発信	国、県、 市町村										
地域住民や小中学生 を対象にした防災教育の 推進		マイ・防災マップ、マイ タイムラインづくりの推進	マイ・防災マップづくりの支援	国、県、 市町村										
		マイ・防災マップ、マイ タイムラインづくりの推進	マイ・タイムラインづくりの支援	国、県、 市町村										
学校における避難確保 計画の作成と避難訓練 の推進		避難確保計画の策定と避難訓練の実施	国、県、 市町村											
平時から住民等への 周知・教育・訓練に 関する取組	自治体や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の共同点検の実施	自治体の避難確保、河川やダム等の防災情報等を活用した住 民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実 施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。	国、県、 市町村											
		効果的な「水防災意識醸成」の再構築に役立つ広報や資料を 作成・配布	国、県、 市町村											
	避難訓練マニュアル作成 計画を活用した、地域版 避難訓練マニュアルの 作成	自治体の避難確保、河川やダム等の 防災情報等を活用した住民 参加型の避難訓練や、避難 場所への避難訓練について、 実施状況や様々な工夫、今 後の予定を協議会等の場で 共有。	国、県、 市町村											
		立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討及び支援	国、県、 市町村											
	協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の 訓練及び洪水時に発生する実際の事例の情報を共有し、より 迅速な避難行動の実現を図る。	国、県、 市町村												

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会に係る取組

【資料-3】各機関の取組状況を踏まえた見直しについて

取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	目標達成時期				北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野地方気象台	長野県 (河川課、砂防課)	上田市	東御市	長和町	青木村	中部森林管理局 東信森林管理署	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	長野県 (生活排水課、農地整備課、森林づくり推進課、都市・まちづくり課、建設住宅課)		
				計画年度 10年度 末まで	11年度 末まで	中期	長期												
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	防災教育や防災知識の普及に関する取組	美しした取組を検討・調整。	国、県、市町村																
		要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き継ぎ取組するとともに、取組した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。	国、県、市町村																
		地域防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。	国、県、市町村																
		地域包括支援センターにハザードマップの提示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。	国、県、市町村																
		協議会等に地域包括支援センターがマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	国、県、市町村																
		地域防災力の向上のための人材育成	国、県、市町村																
	水位通知河川の拡充、洪水想定区域の作成促進等による浸水リスク情報の周知	水位通知河川の設定	県																
		水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	市町村																
		参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	国、県、市町村																
		浸水想定区域の作成	国、県																
		ハザードマップ策定	県、市町村																
		ハザードマップの住民への周知	県、市町村																
防災教育や防災知識の普及に関する取組	支川の氾濫に着目したハザードマップ等を作成し、リスク情報を周知	水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	県、市町村																
		ハザードマップの策定及び支援	国、県、市町村																
		浸水想定区域の作成	国、県																
		ハザードマップ策定	県、市町村																
		ハザードマップの住民への周知	県、市町村																
		水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。	県、市町村																
	要配慮者施設の避難に関する取組の推進	土砂災害警戒区域指定にかかわる基礎調査	県(砂)																
		ハザードマップの改良、周知、活用	県(砂)、市町村																
		ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	県、市町村																
		まるごとまちごとハザードマップの整備	国、県、市町村、下水道																
		総合土砂災害対策推進連絡会等で先進的な取組事例を共有するとともに、土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。	県(砂防)																
		関係者が一体となったタイムラインの整備	国、県、市町村																
災害の危険度が伝わるきめ細やかな情報発信の取組	早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測システムの検討	国、県																	
	防災教育や防災知識の普及に関する取組	国、県、市町村																	
	地域防災計画への位置付けの推進	県、市町村																	
	避難確保計画の作成と訓練の推進	県、市町村、国																	
	避難確保計画の作成につながる講習会の開催	県、市町村																	
	住民の避難行動を促す情報発信・伝達あり方検討会	国、県																	
住民への情報伝達手段の強化	早期避難に向けた精度の高い降雨予測、水位予測システムの検討	国、県																	
	防災教育や防災知識の普及に関する取組	国、県、市町村																	
	地域防災計画への位置付けの推進	県、市町村																	
	避難確保計画の作成と訓練の推進	県、市町村、国																	
	避難確保計画の作成につながる講習会の開催	県、市町村																	
	住民の避難行動を促す情報発信・伝達あり方検討会	国、県																	

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会に係る取組

【資料-3】各機関の取組状況を踏まえた見直しについて

主な取組メニュー	主な取組項目	対策メニュー	実施主体	目標達成時期				北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野地方気象台	長野県 (河川課、砂防課)	上田市	東御市	長和町	青木村	中部森林管理局 東信森林管理署	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	長野県 (生活排水課、農地整備課、森林づくり推進課、都市・まちづくり課、建設住宅部)		
				前年度 実施まで	前年度 実施まで	中期	長期												
		土砂災害警戒情報を危険レベル(警戒レベル)に踏まえた発表文とし運用。	国、県、市町村																
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	災害の危険度が広がるきめ細やかな情報発信の取組	往來への情報伝達手段の強化	気象情報発信時の「危険度を色分けした時系列」や「早期注意情報(警戒線の可能性)」等の改善	国、県、市町村															
		水位計、空間監視カメラ等の整備によるリアルタイム情報の発信	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、水位計や雨量計等の設置	国、県、市町村															
		水位情報の提供の強化	ダム放流情報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。	国、県															
		防災施設の機能に関する情報提供の充実	ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。	国、県															
		洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。	国、県																
		避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	国、県																
		浸水想定区域における企業、危険物管理施設への浸水リスク情報の提供	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	国、県、市町村															
		浸水実績等の周知	協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。	県、市町村															
		土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	既存システムの改修に合わせ、わかりやすい情報提供を実施。	県(砂防)															
		多様な主体による被害軽減対策に関する事項	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	国、県、市町村														
市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用発電等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実進状況については協議会で共有。		国、県、市町村																
早期復旧を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)	民間企業による水害対応BCP策定を促進するため「浸水被害防止に向けた取組事例集」や「水害対応BCP策定の手引き(仮)」を作成・公表。		国、県、市町村																
防災施設の整備等	重要インフラの機能確保	各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。	下水道																
		浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。	下水道																
減災・防災に関する取組	水防社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災推進社会再構築の取組を支援。	県																
避難時間確保のための水防活動の取組	水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	国、県、市町村																
		自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同点検の実施	国、県、市町村																
		毎年、関係機関が連携した水防実動訓練等を実施	国、県、市町村																
避難時間確保のための水防活動の取組	水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	水防活動の担い手となる水防協力団体等の募集・指定を促進	市町村																
		新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	国、県、市町村																
		国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	国、県、市町村																
		大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	国、県、市町村																
一対も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組	排水計画書の作成及び排水訓練の実施	大規模災害時の教養・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	国、県、市町村																
		排水ポンプ車の最適配置計画の検討	国、県、市町村																
		排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	国、県、市町村																
		関係機関が連携した排水実動訓練の実施	国、県、市町村																

■ 実施 ■ 継続実施